

各関係団体の長 様

山口県環境生活部長

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の施行等について

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（令和5年省令第10号。以下「改正省令」という。）、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者の一部を改正する告示（令和5年6月環境省告示第47号。以下「改正調査者告示」という。）及び特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物の一部を改正する告示（令和5年6月環境省告示第48号。以下「改正特定工作物告示」という。）が令和5年6月23日に公布され、改正省令は一部を除き令和8年1月1日から、改正調査者告示は令和8年1月1日から、改正特定工作物告示は一部を除き令和5年10月1日から施行されることとなりました。

なお、改正の概要等については下記のとおりですので、貴管下関係機関及び関係業者等に対する周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) 工作物の解体等工事に係る事前調査を行う者等（改正省令、改正調査者告示）

建築物に係る解体等工事を行う場合に加えて、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査についても、一部の場合を除き、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせなければならないこととされた。

(2) 特定工作物の追加（改正特定工作物告示）

特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物に、「観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）」が追加された。

2 施行日

(1) 改正省令、改正調査者告示：令和8年1月1日

(2) 改正特定工作物告示（一部を除く）：令和5年10月1日

(参考)

環境省 HP 「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について」

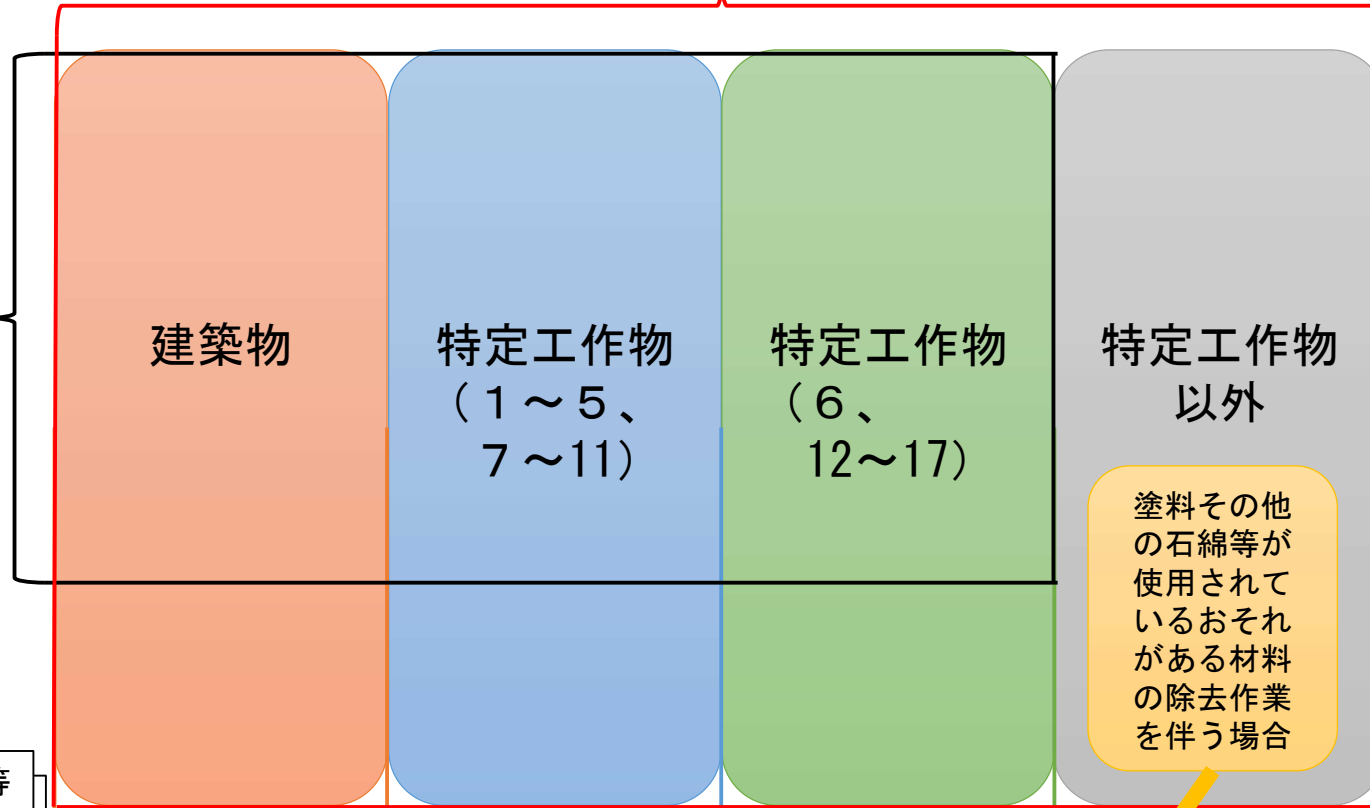
https://www.env.go.jp/press/press_01756.html

環境政策課
大気・化学物質環境班
TEL 083-933-3034
FAX 083-933-3049

【参考】事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ図

すべての建築物等の解体等工事において事前調査が必要

一定規模以上の建築物、
特定工作物に係る解体
等工事において、事前
調査結果の報告が必要



特定工作物（環境大臣が定める工作物）

- 1：反応槽
- 2：加熱炉
- 3：ボイラー及び圧力容器
- 4：配管設備
- 5：焼却設備
- 7：貯蔵設備
- 8：発電設備
- 9：変電設備
- 10：配電設備
- 11：送電設備

- 6：煙突
- 12：トンネルの天井板
- 13：プラットホームの上家
- 14：遮音壁
- 15：軽量盛土保護パネル
- 16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれ大きいものとして環境大臣が定める工作物」（令和2年10月環境省告示第77号）の号番号

建築物石綿含有建材調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

建築物石綿含有
建材調査者等による調査が必要

工作物石綿事前
調査者による調査が必要

建築物石綿含有建材調査者等
又は工作物石綿事前調査者による調査が必要

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができる。